

市町村版の「ながのイクメン手帳」の制作業務委託仕様書（案）

第1 委託業務名

市町村版の「ながのイクメン手帳」の制作業務

第2 業務の目的

長野県将来世代応援県民会議（以下、「県民会議」という。）及び市町村が協働して新たに市町村版の「ながのイクメン手帳」を制作することにより、夫婦相互理解による役割分担と父親の家事育児参画の促進を目指す。

第3 委託期間

契約を締結した日から令和4年3月11日までの間とする。

第4 委託業務の内容

市町村版の「ながのイクメン手帳」の制作にあたり、編成、印刷製本等に係る費用を企業等からの広告収入により受託者が全額負担し、県民会議へ無償で提供するもの。

なお、業務の一部を再委託することで、効果の飛躍的な向上が見込める場合は、業務の一部を再委託することが可能であるが、その際はあらかじめ県民会議の承諾を得ること。また、業務の実施にあたっては、県民会議と協議のうえを進めること。

第5 制作する市町村版の「ながのイクメン手帳」の概要

- (1) サイズ・仕様 A5、中綴じ
- (2) ページ数 最大64ページ（うち、広告ページ数は8ページ～24ページ）
- (3) カラー フルカラー
- (4) 発行部数 12,000部～15,000部
- (5) 校正回数 最大3回
- (6) 制作連絡窓口 長野県県民文化部こども若者局次世代サポート課
- (7) 納品箇所数 長野県県民文化部こども若者局次世代サポート課

第6 業務完了報告書等の提出

委託業務完了後10日以内に市町村版の「ながのイクメン手帳」の制作業務完了報告書（委託契約書様式第1号）及び第7に定める成果品を県民会議に提出すること。

第7 成果品

本業務の成果品は、以下のとおりとする。

- (1) 各市町村版の「ながのイクメン手帳」
- (2) 業務の実施に要した経費の内訳書
- (3) その他、成果品として認められるもの

第8 個人情報の取り扱い

本委託業務においては個人情報を取り扱うため、受託者は、委託契約書別紙の「個人情報取扱注意事項」を遵守するとともに、個人情報保護に関する法令等を遵守しなければならない。

第9 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益の

ために使用してはならない。また、本委託業務の履行以外の目的に使用してはならない。このことについては、委託業務終了後であっても同様とする。

受託者の責めに帰す情報漏えいが発生した場合、それによる損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受託者が自己の責任において処理しなければならない。

受託者の雇用人が、異動、退職等により本委託事業を離れる場合についても、受託者はその者に対して取得した情報を秘匿させなければならない。

また、再（々）委託先においても、受託者と同等の守秘義務を負うものとする。

第10 その他

- (1) 受託者は、広告収入等が制作費用等を下回った場合でも、誠実に受託業務を履行しなければならない。
- (2) 受託期間中は、受託業務全般を把握している担当者を置き、県民会議との連絡調整を行なうこと。
- (3) 受託業務の実施に当たっては、長野県庁等において打合せを行うこと。
- (4) 制作物は他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。
- (5) 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合は、あらかじめ県民会議と協議のうえ、承認を得なければならない。
- (6) 本仕様書に定めのない事項については、県民会議と受託者が協議して決定する。